

(受注者向け) 確認結果票作成方法

これは受注者向けに作成した、確認結果票の作成方法説明資料です。建設発生土を500m³以上搬出する場合、監督員は受注者へこの資料を提供し、受発注者で必要事項を確認しながら確認結果票を作成してください。

確認結果票記入方法

再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票 (参考様式)									
工事名									
元請建設工事事業者等									
作成・更新年月日		工事責任者							
土砂の搬出に係わる土壌汚染対策法等の手続確認結果									
工区等		結果区分	確認結果						
		①	手続確認済（区域指定地域に該当し、所管の都道府県等へ汚染土壌の区域外搬出に関する確認済）						
		②	手続確認済（搬出可能）						
注）結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱となる									
建設発生土の搬出先確認結果									
No.	搬出先名称			確認結果		詳細			
1				A欄		B欄			
2									
3									
4									
5									
6									
7									

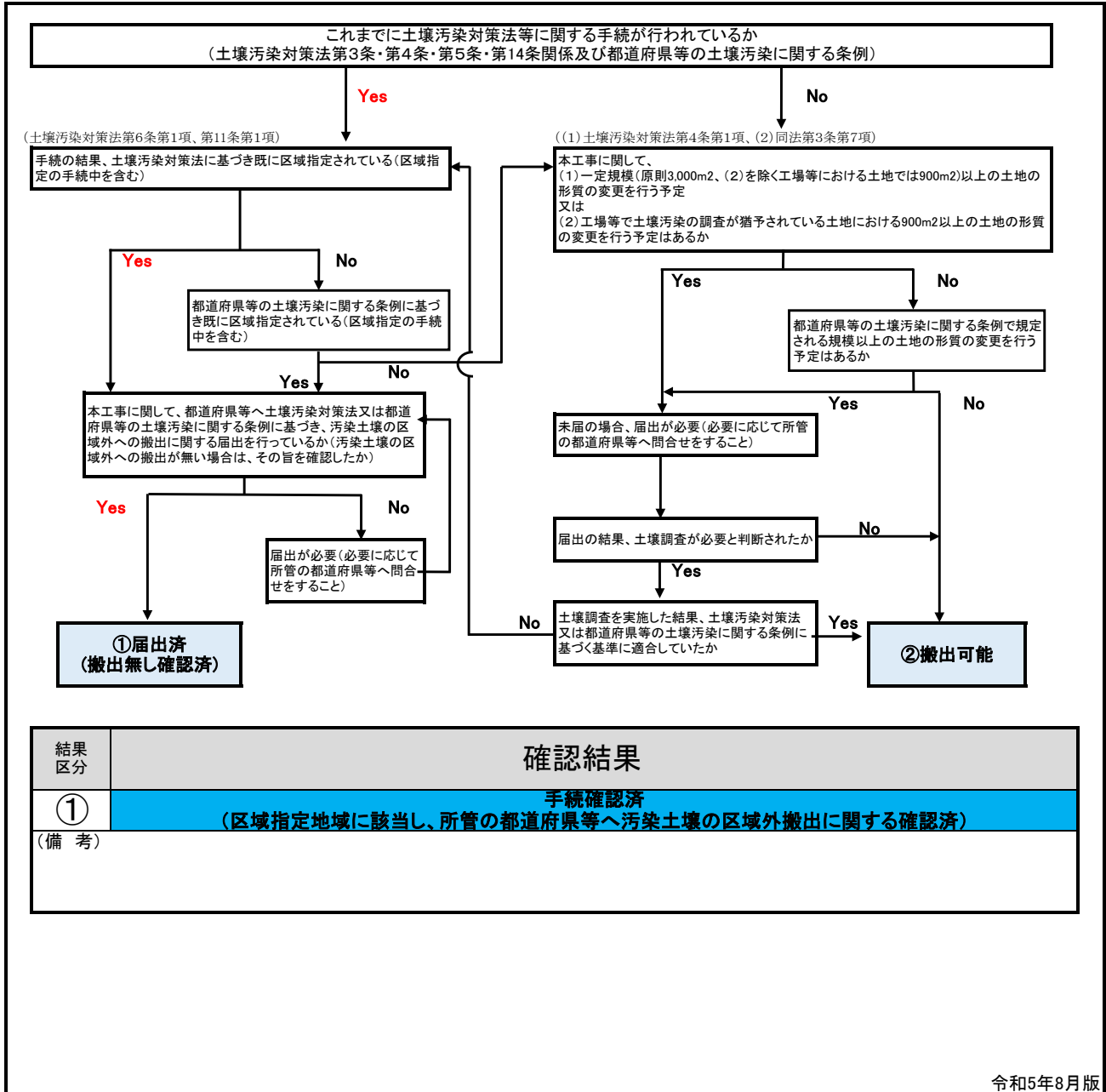
現場代理人の氏名を記入してください。

監督員と協議の上、資料1「土壌汚染対策法等手続の確認フロー」の結果から「結果区分」で①or②を選択。（「確認結果」は自動表示）
 「工区等」は工区によって搬出先が異なる場合はそれぞれの工区名を、そうでない場合は「工事区域」と記載してください。

A欄に資料2「建設発生土の搬出先確認結果記入フロー」の結果を記入、B欄は資料3「記載例」を参考に記入してください。

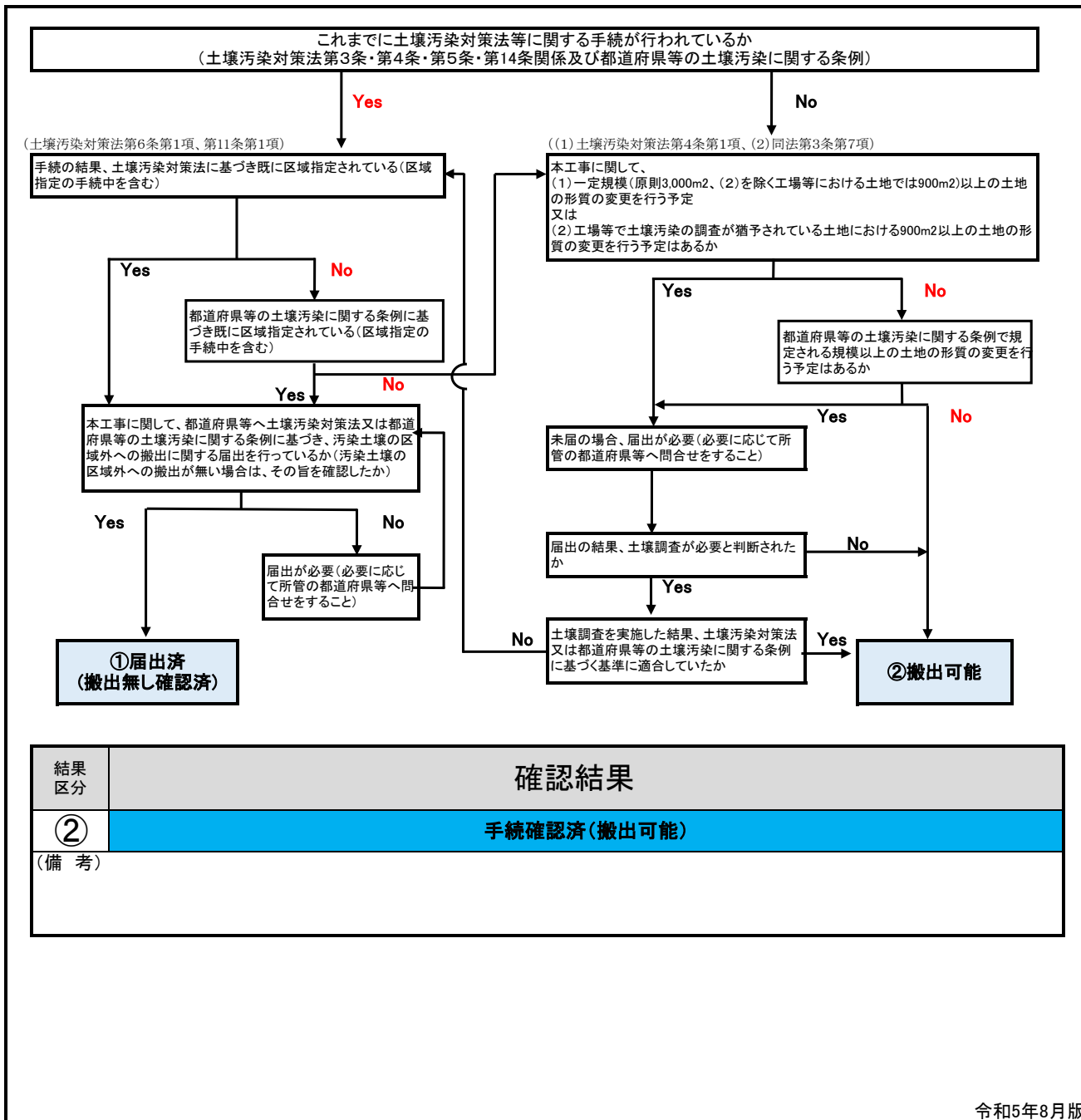
土壌汚染対策法等手続の確認フロー(●●工区)

<資料1>



結果区分	確認結果
①	手続確認済 (区域指定地域に該当し、所管の都道府県等へ汚染土壌の区域外搬出に関する確認済)
(備考)	

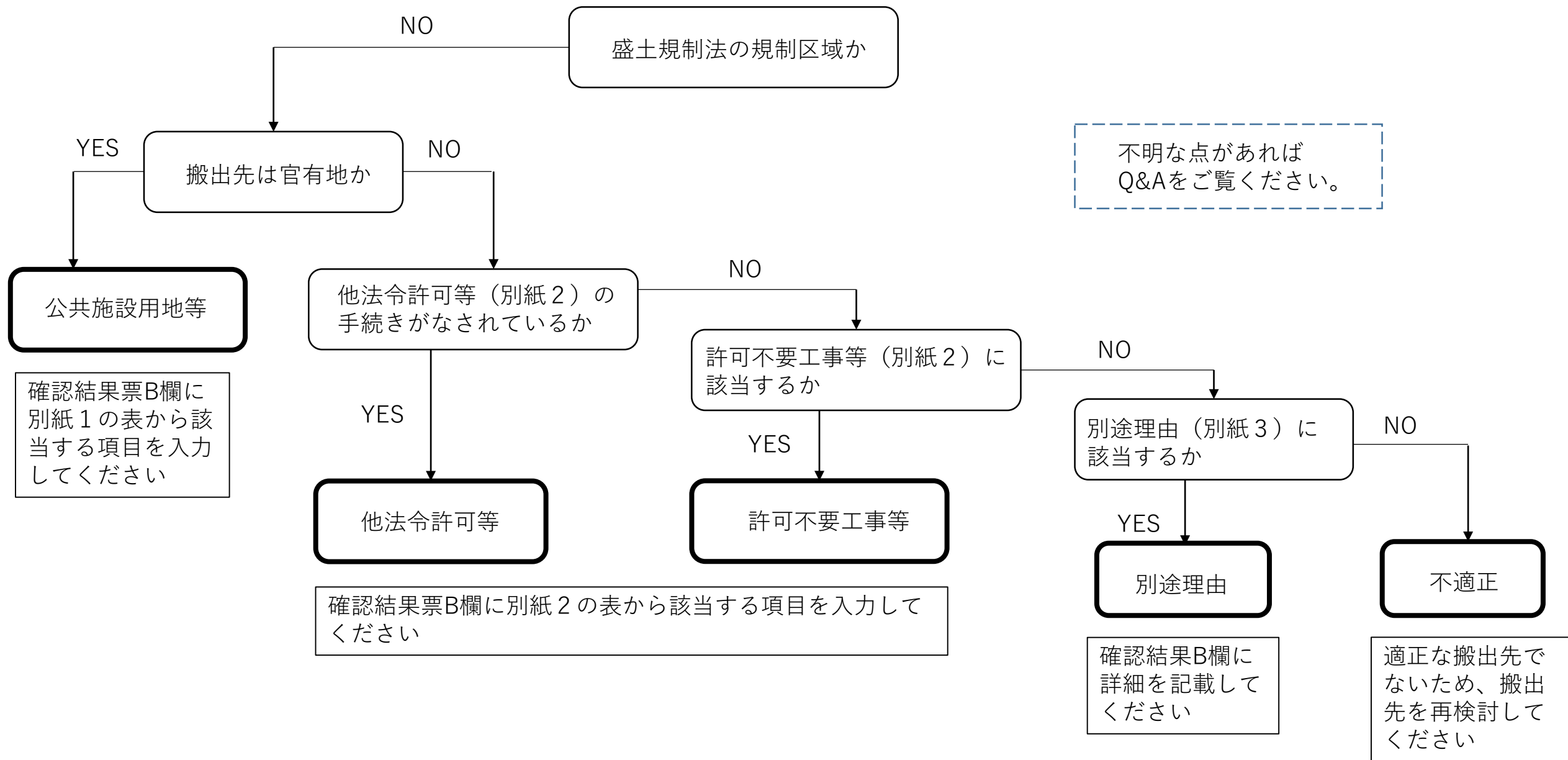
土壤汚染対策法等手続の確認フロー(●●工区)



結果区分	確認結果
②	手続確認済(搬出可能)
(備考)	

建設発生土の搬出先確認結果記入フロー

資料 2



[規制未指定]を除く確認区分①

盛土規制法第2条第1号に規定する「公共施設用地」に該当し、同法の適用除外である場合

[公共施設用地]

道路	飛行場
公園	航空保安
河川	鉄道
砂防	軌道
地すべり	索道
海岸保全	無軌条電車
津波防護	雨水貯留浸透
港湾	農業用ため池
漁港	防衛施設

[国又は地方公共団体が管理する設用地]

学校	水産飲雑用水
運動場	農業集落排水
緑地	漁業集落排水
広場	林地荒廃防止
墓地	急傾斜地崩壊防止
廃棄物処理施設	
水道	
下水道	
営農飲雑用水	

[規制未指定]を除く確認区分②

盛土規制法第12条第1項ただし書、第27条第1項ただし書又は第30条第1項ただし書に基づき、他法令許可等により「災害の発生のおそれがないと認められる場合」として盛土規制法の許可等を要しない場合。

[他法令許可等]

鉱山保安法
鉱業法
採石法
砂利採取法
火薬類取締法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
土壌汚染対策法

[許可不要工事等]

土地改良
家畜感染予防
放射線物質汚染対処
森林作業路網
非常災害応急措置
工事付随堆積

※[他法令許可等]、[許可不要工事等]の詳細については資料4「災害の発生のおそれがないと認められる工事」解説を参照

[規制未指定]を除く確認区分③

別途理由

許可等を要しない理由、及び土地所有者又は管理者が盛土行為等に関して同意していることが
書面確認できる場合

B欄記載例：

「盛土規制法：宅造区域及び特盛区域外
土砂条例：該当なし
土地所有者：同意確認済」

災害のおそれがないと認められる工事
(国交省「確認結果票作成に当たっての解説」より抜粋)

[他法令許可等]

盛土規制法第 12 条第 1 項ただし書、第 27 条第 1 項ただし書又は第 30 条第 1 項ただし書に基づき、他法令許可等により「災害の発生のおそれがないと認められる工事」(①から④又は⑥、⑧から⑨)として盛土規制法の許可等を要しない場合。

[許可不要工事等]

盛土規制法の許可等を要しない「災害の発生のおそれがないと認められる工事」に該当する工事(⑤、⑦、⑩から⑫、⑭ハ)に該当する場合。

「災害のおそれがないと認められる工事」

- ① 鉱山保安法(昭和 24 年法律第 70 号)第 13 条第 1 項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第 36 条、第 37 条、第 39 条第 1 項若しくは第 48 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- ② 鉱業法(昭和 5 年法律第 289 号)第 63 条第 1 項の規定による届出をし、又は同条第 2 項(同法第 87 条において準用する場合を含む。)若しくは同法第 63 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定による認可を受けた者(同法第 63 条の 3 の規定により同法第 63 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。)が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- ③ 採石法(昭和 25 年法律第 291 号)第 33 条若しくは第 33 条の 5 第 1 項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第 33 条の 13 若しくは第 33 条の 17 の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- ④ 砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号)第 16 条若しくは第 20 条第 1 項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第 23 条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- ⑤ 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業、同法第 15 条第 2 項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- ⑥ 火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)第 3 条若しくは第 10 条第 1 項の許可を受け、若しくは同条第 2 項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第 12 条第 1 項の規定による許可を受け、若しくは同条第 2 項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第 27 条第 1 項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- ⑦ 家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 21 条第 1 項若しくは第 4 項(同法第 46 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜の死体の埋却に

係る工事又は同法第 23 条第 1 項若しくは第 3 項（同法第 46 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事

⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 6 項若しくは第 14 条第 6 項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 15 条第 1 項若しくは第 15 条の 2 の 6 第 1 項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

⑨ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 16 条第 1 項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第 22 条第 1 項若しくは第 23 条第 1 項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

⑩ 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）第 15 条若しくは第 19 条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第 17 条第 2 項（同法第 18 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第 30 条第 1 項若しくは第 38 条第 1 項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第 31 条第 1 項若しくは第 39 条第 1 項の規定による除去土壌等の保管に係る工事

⑪ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事

⑫ 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事

イ 地方住宅供給公社

ロ 土地開発公社

ハ 日本下水道事業団

ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

ホ 独立行政法人水資源機構

ヘ 独立行政法人都市再生機構

⑬ 宅地造成又は特定盛土等（令第 3 条第 5 号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが 2 メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30 センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの

⑭ 次に掲げる土石の堆積に関する工事

イ 令第 4 条第 1 号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が 300 平方メートルを超えないもの

ロ 令第 4 条第 2 号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が 30 センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの

ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの